

平 22 全業外第 216 号
平成 22 年 11 月 24 日

法制審議会民法（債権関係）部会 御中

全 国 銀 行 協 会

「譲渡禁止特約に関する質問予定事項」への回答

先般、貴部会より貴部会参考資料 6-1 「譲渡禁止特約に関する質問予定事項」として、当協会に対して回答のご依頼がありましたので、別紙のとおり回答します。

貴部会の検討におかれましては、本回答を参考にいただき、銀行実務への十全のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「譲渡禁止特約に関する質問予定事項」への回答

(注)

- ・ 本回答は、当協会会員銀行のうち 40 行からの回答をもとに作成したものであり、40 行の内訳は、都市銀行 6 行、地方銀行 29 行、信託銀行 2 行、第二地方銀行協会加盟行 3 行である。
- ・ 上記回答銀行以外の会員銀行の中には異なる回答もあり得ることをあらかじめご承知置きいただきたい。

【回答全体に関する留意事項】

本件では、銀行が譲渡禁止特約付債権に関係する場合として幅広く回答を得ているが、質問事項の趣旨から、預金取引を除く銀行取引において関係する場合に限定した回答としている。

関係する立場には、「債務者」、「譲渡人」、「譲受人」等複数があるが、預金債権以外で特に関係するのは、「譲受人」の立場であり、取引としては当該債権を担保等として譲り受けようとする場合である。この点については、各質問事項を通じて、回答銀行にはほぼ共通している。「[参考]」では、各回答銀行からの回答を記載しているが、上述以外の場合について関係するのは比較的限定された場面にとどまるものと見受けられる。

なお、譲渡禁止特約の民法上の取扱いに関しては、これまで当協会として意見を取りまとめておらず、その是非を本回答において示すものではない。また、銀行業務上、譲渡禁止特約の民法上の取扱いについて特に問題になるのは、預金債権であり、譲渡禁止特約の効力を一般的に認めないこととされる場合には著しい影響が懸念されるため、今回の質問事項外ではあるが、回答の取りまとめにあたっては、その点への言及があったこと、本回答をもって銀行界の預金債権を含む譲渡禁止特約の効力一般についての考え方を表明するものではないことについては留意願いたい。

【回答結果】

1. 譲渡禁止特約が、預金取引以外の銀行の実務において、主にどのような場面で関係することがあるか、(銀行が債務者、譲渡人又は譲受人となる場面と銀行がそれ以外の立場で関与する場面についてそれぞれ) ご教示ください。

【回答】

立場別では、「譲受人」となる場面についての回答がもっとも多く、回答行中ほとんどの銀行において回答があった。具体的には債権譲渡担保権の設定を受ける場面などである。上述のとおり、銀行取引上、譲渡禁止特約が関係するのは、当該立場および当該取引が大宗であることが見て取れる。

2. 1でご回答いただいた場面で債権に付されている譲渡禁止特約が、どのような理由で付されているか、分かる範囲でご教示ください。

【回答】

譲渡禁止特約を付す理由について、関係する立場に共通して、次の点が指摘されている。

- ・ 二重譲渡リスクや、支払先を特定することで過誤払い（二重払い）を回避するため。
- ・ 不適切な者（反社会的勢力含む）が債権者となること、不測な第三者への譲渡を回避するため。
- ・ 債権譲渡に伴う事務手続の煩雑さの回避のため。
- ・ 債務者の抗弁権の確保（相殺の利益の確保含む）のため。

また、「契約書のひな型に譲渡禁止条項が記載されているため」や「業界慣行、商慣行」との回答も一定数の回答が見られた。

なお、銀行が「債務者」となる場合を除けば、銀行自身が譲渡禁止特約を付すことを要求する場合は少ないと考えられ、回答がもっとも多かった「銀行が譲受人の立場」では、銀行は、譲受債権について直接の取引当事者でないため、債権に譲渡禁止特約が付される場合の一般的な理由あるいは推測される理由との趣旨での回答が多かった。

3. 1でご回答いただいた場面で、譲渡禁止特約付き債権の譲渡又は担保権設定の可否が問題となった場合、通常、どのような対応を取っていますか。

【回答】

譲渡禁止特約付債権を譲渡する、あるいは譲り受ける（含む担保設定）場合の対応としては、「債務者の承諾を得るよう交渉、協議をする」とするものが多く、回答がもっとも多かった「銀行が譲受人となるケース」では半数以上の回

答銀行において、当該対応をとるとの回答があった。

また、承諾を得られない場合には、担保取得ができないとの指摘が多かった一方で、融資先の状況により譲渡禁止特約付で担保設定を受けるケースや当該担保によらないで融資の可否を判断するという指摘も見られた。

公共工事請負代金債権については、担保利用のニーズが強いとの指摘がある中で（後掲5．および6．の回答参照）、譲渡禁止特約付債権として担保権の設定を受けることができないところ、次善の対応として振込指定・代理受領の方法がとられるケースの指摘があった。

4. 3のような対応を取る理由について、具体的にご教示ください。

【回答】

上記3．の回答に対応して、債務者の承諾を得る理由は、債務者の承諾を得ない限り譲渡禁止特約付債権の譲渡は無効となること、銀行は善意者保護を期待することができないことが指摘されている。回答がもっとも多かった「銀行が譲受人（担保権者）の場合」では、過半の回答銀行において当該理由を掲げている。

5. 譲渡禁止特約付き債権の譲渡ができなかったこと又は担保権設定ができなかったことによって、融資自体ができなくなったという事例や、融資額や利率等の融資条件が変わったという事例は実際にあるでしょうか。

【回答】

譲渡禁止特約付債権の譲渡を受けることができなかったことにより融資対応について問題が生じたかどうかについては、多くの回答銀行において実例はあまり見られない、あるいは把握していないとの回答であるものの、問題となる場合には、融資判断や融資条件に影響があり得る、融資条件について交渉を行うとの指摘があった。

また、一定数の実例があったとの回答もあり、その対応は、融資不可、条件変更等、個別取引ごとに区々である。

なお、公共工事請負代金債権の担保利用ニーズについての指摘が複数あった。

6. (5のような事例がある場合) 5のような事例は、銀行による融資の全体のうち、どのくらいの割合を占めるか、おおよその割合で結構ですので、ご教示ください。

【回答】

上記5. の回答に対応して、多くの回答銀行において事例があまり見られない、あるいは把握していないということもあり、割合を示すことはできないとの回答がほとんどであった。

一定数見られる銀行においても、統計的な把握はしていないことなどから、定性的な回答にとどまっている。ただし、銀行が「譲受人」の立場の事例で融資に影響を与えた事例が一定数見られたとの回答が示されている。

以 上

[参考]

以下、本回答にあたって、各回答銀行からの回答内容を参考までに示す。回答内容は、回答銀行における取引の実情などにより区々と考えられ、単純併記をしているものの、各回答銀行において共通の評価をしているわけではない。

各回答については、同一銀行が複数回答をしているケースもあり、当該回答をしなかった銀行についても同内容の実務があり得る。

以上を前提として、参考までに「○」を付している回答事項は相対的に回答行数の多かった事項であり、3分の1を超えるものは「◎」を付している。

1. 譲渡禁止特約が、預金取引以外の銀行の実務において、主にどのような場面で関係することがあるか、(銀行が債務者、譲渡人又は譲受人となる場面と銀行がそれ以外の立場で関与する場面についてそれぞれ) ご教示ください。

関係する立場	関与する場面
債務者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生損保から劣後ローンを取入れる場面。 ➤ 支払承諾取引（保証L／C等）の場面。 ➤ 純金積立の金地金等返却請求権の譲渡の場面。 ➤ 信託受託者として、受益者より受益権譲渡の承諾を求められる場面。
譲渡人 (含む債権者)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付債権を他の金融機関・投資家等に譲渡する場面。 (付記事項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には、シンジケート・ローンにおける債権譲渡契約の場面。 ○ 債権の流動化・証券化の場面。 ➤ バルクセールによる債権売却（不良債権含む）の場面。 ➤ 貸出債権をサービサーに譲渡する場面。 ➤ 信託設定後に、信託財産たる金銭消費貸借契約上の債権を受託者として第三者に譲渡する場面。 ➤ 貸付債権を日銀に担保差入れする場面。
譲受人	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 債権譲渡担保権（債権質権）の設定を受ける場面。 (付記事項) 債権内容は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 売掛債権 ・ 公共工事請負代金債権

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居保証金返還請求権 ・ 診療報酬債権 ・ 生命保険金請求権、ゴルフ会員権 ・ 他行預金債権 ・ 不動産賃料債権 <p>○ ファクタリング・債権流動化における譲受けの場面。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ シンジケート・ローンや貸付債権を譲り受ける場面。 ➤ 金銭債権の保有者（委託者・オリジネーター）から当該金銭債権の信託を受ける場面（金銭債権流動化等）。
上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 金銭債権保有者（オリジネーター）から流動化のための債権譲渡を受ける SPC のスポンサー、あるいはレンダーとなる場面。 ➤ 信託業務（土地信託、特定贈与信託等）を行う場面。 ➤ シンジケート・ローンのエージェントとしてローン債権譲渡に関与する場面。

2. 1 でご回答いただいた場面で債権に付されている譲渡禁止特約が、どのような理由で付されているか、分かる範囲でご教示ください。

関係する立場	上記 1. の場面における譲渡禁止の理由
債務者	<p>○ 事務の煩雑化を回避するため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 支払先を特定することで誤払い（二重払い）を回避するため。 ➤ 抗弁権を確保（相殺の利益の確保を含む）するため。 ➤ 劣後受益権や売主持分受益権に譲渡禁止特約が付される理由として、以下の点があげられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託者が劣後受益権を持ち続け、サービサーを兼務している場合において、当該サービシング業務を適切に行わないと信託財産が劣化し、当該受益権を譲渡禁止とすると当該受益権で危険を負担することとなるため、サービサーの義務を適切に行うインセンティブが働く。 ・ デフォルトした信託財産たる金銭債権を受益権の元本として交付する際の事務手続きの簡便性。 ・ 受益権の適正な譲渡価格の把握が極めて難しいこと。また、譲渡ニーズがない。 ・ 信託受託者として投資スキームの適正な運営を図ることが信

譲渡人 (含む債権者)	<p>◎ 債務者保護のため、契約で限定した先以外（反社会的勢力などの不適切な者を含む）への不測の譲渡を防止するため。</p> <p>(付記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シンジケート・ローンにおいて、参加銀行以外の第三者が債権者として入ってくることを制限するため。 ・ 支払先を特定することで過誤払い（二重払い）を回避するため。 ・ 債務者の抗弁権（相殺含む）の確保のため。 ・ 譲渡対象債権に関する情報の守秘のため。
譲受人	<p>◎ 二重譲渡リスクや、支払先を特定することで過誤払い（二重払い）を回避するため。</p> <p>○ 不適切な者（反社会的勢力含む）が債権者となること、不測な第三者への譲渡を回避するため。</p> <p>○ 債権譲渡に伴う事務手続の煩雑さの回避のため。</p> <p>(付記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国・地方公共団体が自己の負担する債務につき譲渡・質入を認めない理由。 ・ シンジケート・ローンにおけるエージェント事務の煩雑化回避。 <p>○ 債務者の抗弁権の確保（相殺の利益の確保含む）のため。</p> <p>○ 契約書のひな型に譲渡禁止条項が記載されているため。</p> <p>(付記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統的な契約書で譲渡禁止特約の取り扱いにつき検討がなされていない。 ・ 公共工事のひな型には譲渡禁止特約がある。 ・ 譲渡禁止の意向が無い場合でも無意識のうちに譲渡禁止特約を規定しているケースも散見。 <p>○ 借入人にとって貸付人が特定し、安定している立場を維持するため。</p> <p>(付記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者に原債権者とのリレーションを維持したいとの意向がある場合。 ・ メインバンクによる債権譲渡に起因するレピュテーション悪

上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ○ 債務者が不明確になること、支払先を特定することで過誤払い（二重払い）を防止するため。 ➤ 債務者の抗弁権の確保（相殺の利益の確保含む）のため。 ➤ 債権譲渡に伴う事務手続の煩雑さの回避のため。
------	--

3. 1でご回答いただいた場面で、譲渡禁止特約付き債権の譲渡又は担保権設定の可否が問題となった場合、通常、どのような対応を取っていますか。

関係する立場	問題となったケースへの対応
債務者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 銀行が債務者である場合には原則譲渡等は拒絶する。 ➤ 極めてまれなケースとして担保設定を承諾することあり。
譲渡人 (含む債権者)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 債務者の承諾を得るよう交渉、協議。 (付記事項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 承諾が得られないものは譲渡を行わない。 ・ 契約において協議を義務付けている。 ・ ローンパーティシペーション等の債権譲渡以外の手法で処理する場合がある。 ➤ 譲渡禁止特約付き債権の譲渡や担保設定は原則取り扱わない。
譲受人	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 第三債務者から譲渡禁止特約解除の承諾を得るよう交渉。 (付記事項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 承諾が得られなければ譲渡を受けない（担保として受け入れない）。 ⇒ 譲渡・担保設定を受けない場合の対応としては以下。 <ul style="list-style-type: none"> ① 与信額圧縮。 ② 他の保全措置。 ・ 交渉は譲渡人を通じて行う（銀行は第三債務者と面識がなく、銀行が直接交渉する場合には、融資先たる譲渡人の信用状態について第三債務者の懸念を惹起させるなどの問題が生じるため）。 ・ 解除承諾を得る場合でも譲渡先を限定する（金融機関のみなど）。 ・ 解除承諾を受けられない場合には、債権譲渡担保設定を受け

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解除承諾を受けられない場合も、譲渡担保として受け入れる（ただし、担保価値ゼロの評価などの対応があり得る）。 ・ 譲渡を受けたのち追認を得るケースや将来承諾を得られる可能性を見込んで担保受入れをするケースあり。 <p>➤ 振込指定、代理受領により対応（特に公共工事請負代金債権の譲渡担保について）。</p> <p>（付記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正式担保の取扱いではない。 <p>➤ 譲渡禁止特約付債権は譲渡や担保の対象外。</p> <p>（付記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産担保・人的担保により対応。 ・ 譲渡人の表明保証により対応（集合債権担保のケース）。 ・ 公共工事請負代金債権については譲渡先として民間銀行が認められていないため取り扱わない（ただし、公共工事の契約書のコピー等で請負の事実を確認することによって融資取組みの可否を検討するケースあり）。 ・ 当該債権に対する差押えや転付命令の申立の手続について検討。
上記以外	○ ABCP、ABL、一括決済スキーム、SPC 譲渡事例などで譲渡禁止特約解除承諾を求める（承諾を得られない場合は、一括決済スキームの対象としないなどの対応）。

4. 3のような対応を取る理由について、具体的にご教示ください。

関係する立場	上記3. の対応の理由
債務者	➤ （原則譲渡等は拒絶する対応）異例な取扱いによる事故を回避するため。
譲渡人 （含む債権者）	<p>➤ （債務者の承諾を得るとの対応）譲渡禁止特約付債権の譲渡は無効となるため。</p> <p>（付記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者からの譲渡無効主張により、譲渡先から当行への責任追及リスクが生じる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該債権が信託財産からの譲渡の場合は、無効主張のリスクのほか、債務者が受託者に引き続き弁済を継続する事態が生じ信託債権が消滅するまで信託が終了しないリスク。 ・ なお、譲渡禁止特約の解除につき承諾を得るにあたって、個別の譲渡につき債務者の承諾を得る方法による場合は、併せて、債権譲渡についての債務者対抗要件も具備することができることになる。
譲受人	<p>◎ (債務者の承諾を得るとの対応) 譲渡禁止特約付債権の譲渡は無効となるため。 (付記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民法 466 条 2 項の善意者保護を銀行は期待できない。 ・ なお、譲渡禁止特約の解除交渉については、債務者の譲渡人(融資先)に対する信用不安を惹起させることなどから、譲受人として直接債務者と交渉しないとの指摘あり。また、債務者の譲渡人に対する信用不安を惹起させないため、将来承諾を得られる可能性を見込んで当該担保設定時点では承諾を得ないで担保受入れをするケースがあるとの指摘あり。 <p>➤ (振込指定、代理受領により対応) 国・地公体向けの公共工事請負債権等を担保とした融資ニーズがある中、担保取得ができないため。 (付記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実上の担保として機能(限界はある)。 ・ 資金繰りが厳しい債務者について、回収代金を他に流用される懸念がある。 ・ 差押債権者等に対して優先弁済権を主張できず、請負代金債権者の破産時には委任終了により受領権限を失うことになるとの問題がある。
上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ➤ (譲渡禁止特約解除承諾を求める) 譲渡無効とならないように。 ➤ (承諾を得られない場合は、一括決済スキームの対象としないなどの対応) 二重払いリスクの回避。

5. 譲渡禁止特約付き債権の譲渡ができなかったこと又は担保権設定ができなかったことによって、融資自体ができなくなったという事例や、融資額や利率等の融資条件が変わったという事例は実際にあるでしょうか。

◎ 実例はあまり見られない、把握していない。

(付記事項)

- ・ 融資条件変更や謝絶した案件はないが、例えば、業績不振となっている建設業者に対して、引当工事見合いの融資を行う場合、信用補完ツールとして公共工事代金が担保取得できれば、より円滑に資金供給が出来る余地はある。
- ・ 今後債権や動産担保を一般担保化して正式な担保として評価するようになれば（現在は添え担保としての位置付け）、融資額や利率等の融資条件が変わる可能性はあると考える。譲渡禁止特約付の債権の譲渡ができなかったことまたは担保設定ができなかったことのみをもって融資自体が出来なかったという事例はないが、他の融資条件について交渉を行うケースはある。
- ・ 実例はないが、譲渡禁止特約は通常債権者側のデメリットであるので、同禁止特約付きについて融資額は少なくしたいし、金利は高く取る方向にいくのではないか。
- ・ 融資ができなくなるということは通常の場合ではないが、別途相応の条件を付することはあり得る。

○ 若干の実例がある（詳細不明を含む）。

(付記事項)

- ・ 公共工事については、譲渡禁止特約付であることが一般的で、公的機関が特約の解除に応じず融資できなかったことがある。
- ・ 譲渡登記による ABL を実行しようとした際、大手企業（支払企業）のほとんどに譲渡禁止特約があり、他の貸出方法で対応した。
- ・ 実際ほとんどないが、融資自体を拝辞する、融資金額を減額する、融資金利を高くするという場合がないわけではない。
- ・ 債権の流動化ができなかったことはある。
- ・ 代替スキームで対応した、もしくは譲渡人が保有債権を活用した資金調達を断念した。
- ・ 融資額を減額する例として、数百先に及ぶ納品先企業を対象に譲渡禁止特約の有無を調査し、特約のある企業を対象から除外、その結果減額した。
- ・ 融資額の減額や金利等の融資条件に影響を与える場合がある。
- ・ 譲渡禁止特約があるがゆえに、債権譲渡・資金調達ができない事態が発生している。また、譲渡禁止特約を解除できる場合でも、債務者から承諾を得るために多大な時間と労力を要するのが一般的。なお、大企業などの信用力の高い債務者に対する債権ほど、銀行取引先である原債権者

- ・ 対象債権の債務者から譲渡禁止特約を外すことの承諾が得られなかったことより、担保権の設定ができないことを理由に融資を断念せざるを得なかった。
- ・ 当初より譲渡禁止債権であることが判明している場合にはそもそも担保対象外となる。その意味で融資判断に影響を与えることはあり得る。
- ・ 当該譲渡禁止付債権を利用しての流動化での調達ができないことにより、結果として、当該債権を利用しての調達よりも高い利率での調達（他の債権での調達又は借入での調達等）を余儀なくされたケース。

（その他）

- 公共工事における工事請負代金には譲渡禁止特約が付されていることが多く、担保取得が困難である。
- 公共工事の債権譲渡が民間銀行に認められれば、銀行取引先の資金調達手段が増え、金融の円滑化に資する態勢が整備できるものと思料する。

6.（5のような事例がある場合）5のような事例は、銀行による融資の全体のうち、どのくらいの割合を占めるか、おおよその割合で結構ですので、ご教示ください。

◎ 上記5. の事例は通常ほとんど見られず、あるいは把握していないため割合を示すことは不可能。

- 一定のケースが見られる。
 - ・ 譲渡登記を活用した売掛債権 ABL の場合、5割程度は難しい。特に支払企業が大手企業の場合、ほとんど譲渡禁止特約がある。
 - ・ 債権譲渡担保を取得するケースは多くないが、取得を検討する場合において、特に債権譲渡人が大手企業と取引をしている場合では、譲渡禁止特約を含む取引契約を締結しているケースが多く見られる。
 - ・ 貸付債権のケースでは不詳。なお、エクスポージャーが集中し、または多額となっているために債権譲渡などによるエクスポージャー圧縮を検討する取引先（債務者）のうち、おおむね30%程度には、その債権に債権譲渡禁止特約が付いていると認識。それによって融資額や利率等の融資条件が変わったという事例の占める割合は、不詳。
 - ・ 売掛債権等のケースでは、債務者が大企業である売掛債権には、ほとん

- ・ 銀行取引先が金銭債権の譲渡を通じた資金調達を希望する場合で、その債権が譲渡禁止特約付きであった場合、大半のケースにおいて譲渡禁止特約の解除ができていないものと思われる。銀行取引先である原債権者側で、商取引条件への影響や原債権者の信用状態について誤解を与える可能性を懸念し、債務者に対して譲渡禁止解除の交渉さえできないケースもある。割合は不明。

以 上